

令和 7 年度青森県大型獣捕獲講習会業務仕様書

1 業務目的

ニホンジカやイノシシ等の大型獣を捕獲する狩猟者の減少や高齢化などに伴う、さらなる農林業被害及び生息域の拡大が懸念されることから、県内の狩猟者を対象として、これら大型獣の捕獲に必要な技術の向上を図るとともに、人獣共通感染症の予防対策として、捕獲した個体の適切な解体処理技術の知見を有した狩猟者を育成する。

2 業務実施期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 1 9 日（木）まで

3 業務内容

（1）講習会の企画立案

大型獣捕獲に必要な知識講習及び技能講習、狩猟・解体実習の内容を企画し、これらを実施するために必要な講師及びスタッフ等の体制を準備・構築すること。

なお、講習及び実習内容は以下を基本とするほか、講習及び実習内容について、実施時期及び実施場所、具体的な実施内容を記載した実施計画を策定し、委託者の承諾を受けること。

ア 知識講習（半日から 1 日、20 名程度）

なお、下記①については、青森県環境エネルギー部自然保護課（以下「自然保護課」という。）職員を講師とし、下記②から⑤については、受託者又は外部からの識者等を講師とする。

- ① 青森県の野生鳥獣管理対策
- ② 大型獣類の生態及び捕獲方法（銃猟、わな猟）
- ③ 効率化・省力化を目的とした I C T の活用事例
- ④ ジビエ利用
- ⑤ その他

イ 技能講習（半日から 1 日、20 名程度）

銃猟の技術向上を目的とした、射撃場における射撃講習を行うこと。

ウ 狩猟及び解体・処理実習（1 泊 2 日、15 名程度）

実際の巻狩り等の銃猟、くくりわな等によるわな猟の見学及び実習を行うこと。また、捕獲個体の適切な解体及び処理技術を習得するため、実際の解体見学及び実習を行うこと。

（2）講習会の運営及び実施

3（1）で定めた講習及び実習に関して、日程調整及び会場、必要物品等の手配を行うほか、関係団体等との連絡調整及び協力依頼、受講者の募集及び管理等、講習及び実習に関する一切のことを行うこととし、募集に際しては要件を定め、自然保護課の承諾を得ること。

なお、知識講習の会場借り上げに係る経費については県の負担とする。また、受講者、講師及びスタッフ等の食費は本業務に含めないこと。

4 成果品の提出

(1) 成果品

ア 報告書 1 部（現地調査写真一式含む）（A 4 縦版）

イ 上記アの電子データを保存した電子媒体（CD - R 又は DVD - R） 1 枚

(2) 提出場所

青森県環境エネルギー部自然保護課

5 著作権等の扱い

(1) 成果品に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権は、青森県が保有するものとする。

(2) 成果品に含まれる受託者又は第三者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作者に帰属するものとする。

(3) 納入される成果品に既存著作物が含まれる場合には、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うものとする。

(4) 著作権等を除く知的財産権の扱いについては、青森県と別途協議するものとする。

6 その他

(1) 受託者は、機密情報及び個人情報等を善良なる管理者の注意義務をもって管理するものとする。

(2) 契約期間中において受託者は、委託者の求めに応じ中間報告書、参考資料及びデータ等を適宜提出するものとする。

(3) 受託者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難しい事由が生じたとき又は本仕様書に記載のない事由については、委託者と速やかに協議し、その指示に従うものとする。

(4) 猟銃など危険を伴う用具の取扱いも含まれることから、傷害保険等の加入や関係法令の遵守、安全対策の確保を最優先にして事業を実施すること。